軸受（玉及びころ軸受に限る。）	玉軸受 ころ軸受 軸受ユニット		従事者百名以上のもの		機械器具月報（その二十）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報（その二十）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その二十）	二部	翌月十五日	経済産業大臣		
鉄構物及び架線金物	鉄構物	鉄骨 軽量鉄骨 橋りょう 鉄塔 水門（水門巻上機を含む。） 鋼管（ベンディングロールで成型したものに限る。）	従事者百名以上のもの		鉄構物及び架線金物月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		鉄構物及び架線金物月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
	架線金物	送変電用 配電用 通信線路用及び電車線用	従事者百名以上のもの		鉄構物及び架線金物月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの		鉄構物及び架線金物月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
ばね	かさね板ばね つるまきばね ねじり棒ばね 線ばね うす板ばね ばね座金		従事者百名以上のもの		ばね月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの		ばね月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
金型	プレス用金型 鍛造用金型 鋳造用金型 ダイカスト用金型 プラスチック用金型 ガラス用金型 ゴム用金型 粉末や金用金型		従事者百名以上のもの		機械器具月報（その二十三）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者二十名以上百名未満のもの		機械器具月報（その二十三）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
機械工具	特殊鋼切削工具	ドリル（木工用を除く。） ミーリングカッタ ギヤーカッタ（ねじフライスを含む。） ブローチ タップ及びダイス リーマ・バイト	従事者百名以上のもの		機械器具月報（その二十四）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの		機械器具月報（その二十四）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
	ダイヤモンド工具 C（W）BN工具 超硬工具			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その二十四）	二部	翌月十五日	経済産業大臣		